



繰り返される勤務指定時の混乱!? 是正を求める要請書を提出!

今冬期の安全安定輸送
確保のためにも!!

「労働基準法第36条協定」についての要請

私たちは、これまでの間、会社と新たな働き方について模索、議論展開してきました。とりわけ時間外労働については法令を遵守するという共通の立場に立って労使双方において労働時間管理の重要性を再認識し、時間外労働の縮減やサービス労働の根絶に向け共に努力していく事を強く求め議論を行ってきたところです。しかし、未だに抜本的な解決がなされず、是正されていない点があることから、労使における開かれた議論を早急に再開し、様々な要素の課題を労使で直視し、短期的に講じられる付け焼き刃の対策ではなく、実態に即した抜本的な対策の構築を図っていく必要があると考えています。

現在、会社と、多くの事業所で労働者の過半数を擁するJR東労組との間で「労働基準法第36条に基づく協定(36協定)」の議論が行われている模様ですが、2月の勤務指定日である今日に至っても未だ締結されていない状況にあります。目下、雪害等による多くの輸送障害・列車遅延が発生している状況下で、系統を問わず社員がそれぞれの立場で使命感を強く持ち、時間外労働・休日労働も辞さず、可能な限りの安全・安定輸送の確保に奮闘しています。厳冬の中2月以降も異常時対応が必要となる蓋然性が高いと考えられるにも拘わらず、現行の協定締結期間の期末に、公共的使命の強い会社の事業運営や各職場で奮闘する働く仲間への影響を慮ることなく、無闇に36協定の締結を遅らせる運動を強行に展開していることは、JR東日本における責任組合としての社会的責任を放棄しているに等しい行いです。また社員への影響としては、本日の勤務指定表の提示の際、年次有給休暇の申請に対して「留保」の取扱いが見込まれます。私たちは、会社の業務運営上「留保」の指定について理解するものの、社員の生活設計、地域社会との関係やワーク・ライフ・バランスなどを考慮するとき大きな阻害要因、弊害となると指摘せざるを得ません。さらに、勤務作成者についても通常にも増して負担が大きくなり、すでに職場の混乱を生じさせているということも指摘しておきます。

ここ数年「労働基準法第36条に基づく協定」締結時に繰り返される混乱に多くの社員は困惑するとともに、会社の労政、第一組合の運動、労使関係に対する不信感は強まっています。ともすれば、会社が自らの社会的責務を放棄したと国民・利用者に受け取られかねません。こうした観点から下記について、緊急要請をします。

記

1. JR東日本会社が、公共性の高い社会的使命を持続的に果たし、国民・ご利用者の信頼に応えるためには、時間外労働や休日労働が発生する主要因たる異常時には、関係機関・社員が全力を挙げて迅速な対応を行う体制を構築しなければならない。そのためにも、会社は、JR東労組との間における36協定を、月内で可及的速やかに締結すること。
2. 社員の生活設計、地域社会との関係やワーク・ライフ・バランスなどを最優先する観点から本日(1月25日)の勤務指定表では年次有給休暇の「留保」の取扱いを行わないこと。なお、やむなく年次有給休暇の「留保」の取扱いを指定した社員については各職場において個別に丁寧に説明すること。
3. 労働時間管理の重要性を再認識し、36協定違反やサービス労働の根絶に向けて、抜本的な議論を求めるすべての労働組合との間で議論を行うこと。